

財 第 1 2 7 4 号
平成 3 0 年 1 0 月 3 日

各課等の長 様

市長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

平成 3 1 年度当初予算編成方針について (通達)

平成 3 1 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1. 本市を取り巻く情勢

我が国経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

政府は、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」、「未来投資戦略 2018」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行するとともに、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「新しい経済政策パッケージ」及び「人づくり革命基本構想」に取り組もうとしている。

また、7月10日に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針について」では、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされ、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化することとしている。このため、義務的経費については、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹に踏み込んだ抜本的な見直しを行い、その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算額の100分の90を乗じた範囲内での要求を指示している。

2. 市の財政状況

本市の財政状況は、平成29年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が過去最高の96.9%となり、財政構造の硬直化がより深刻な状況となった。これは、県内37市のうちワースト4位となる数値

であることから、財政状況の改善に向けた取組が急務となっている。

今後の歳入見通しについては、人口減少や少子高齢化の影響により、基幹財源である市税の減収は避けられない状況にある。また、地方交付税についても、国全体で総額が抑制される傾向にあり、本市財政にとって、極めて厳しい状況が続くものと予想される。

歳出においては、都市基盤の整備や公共施設等の長寿命化対策などの大規模事業に係る市債の償還が本格化し、公債費が今後も徐々に増加することが見込まれるほか、社会保障関係経費の自然増による義務的経費の増加が想定される。

さらに、平成31年10月の消費税率の引き上げや実施が見込まれる幼児教育の無償化など、制度改革に係る市財政の負担増が懸念される。

このような中、平成13年度以降、実質単年度収支が赤字となっており、多額の基金繰入に頼った財政運営を余儀なくされていることから、今後の市財政は大変憂慮される状況にある。

3. 予算編成の基本方針

平成31年度当初予算の編成に当たっては、今後一層厳しくなることが見込まれる財政状況を踏まえた実効性ある行財政改革に取り組み、全庁一丸となって歳入・歳出にわたる徹底した見直しを実施するとともに、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて持続可能な市政運営を確立するため、今後の市の発展に必要な事業を厳選して実施していくこととする。

このため、すべての事務事業について、優先度、緊急性及び費用対効果の再検証を行い、効果的な事業への重点化を図るとともに、特に下記の3点を重点事項として、当初予算の編成に取り組むこととする。

- ① 歳入に見合った歳出規模とするため、経常経費の徹底した削減を図る。
- ② 既存事務事業については効果を検証し、効果の薄れたものは廃止又は縮小する。また、新規事業については極力抑制し、特に市債を財源とする事業については、継続事業を除き、原則として先送りとする。
- ③ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から総点検を行う。

4. 予算要求に当たっての留意事項

4-1. 基本事項

(1) 後期基本計画との整合

事務事業については、後期基本計画に位置付けられたものを優先するが、事務事業評価や進捗状況を踏まえ、年次計画のローリング、財源、手法な

どについて十分検討を加えること。

(2) 状況の変化を踏まえた柔軟な対応

平成30年7月豪雨による西日本地域の水害や大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など、相次ぐ大災害のほか、この夏の記録的な猛暑といった、これまで想定していなかったような状況の変化を踏まえ、事業の実施に当たっては、計画や予定にこだわらず柔軟な対応を図ること。例えば、効果の発現までに時間を要するハード事業ではなく、事業の実施により市民生活の安全・安心の向上など、効果がより得られやすいソフト事業を強化するなどといった対応を図ること。

(3) 国・県の動向の把握

- ① 国・県の予算編成や補助制度の内容の把握に努めるとともに、最新情報の収集を的確に行うこと。
- ② 補助事業であることを理由に安易に事業採択申請を行い、結果として後年度に多額の一般財源負担を生じさせることのないように留意すること。
- ③ 国・県補助金の制度が終了または縮小される場合、安易に市単独費へ振り替えることなく、当該事業の廃止や縮減などの見直しを行うこと。

(4) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討し、必要な対策を講じること。

(5) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

(6) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行ったうえで、提出前には課長を含め、課内で内容精査を行うこと。

4-2. 歳入に関する事項

(1) 財源の確保

- ① 財源は自ら捻出するという視点に立ち、国・県等の補助金等を有効活用するなど、財源確保の意識を強く持って要求すること。
- ② 継続事業であっても、新たな財源が確保できないか、改めて検討すること。
- ③ 市税をはじめとする公的徴収金については、収納率の向上を図ることはもとより収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講じること。
- ④ 市有財産の売却や有償貸付などの有効活用、広告事業の拡充などに取り組み、新たな自主財源の確保に努めること。
- ⑤ 事業に対する応分の受益者負担を検討するなど、特定財源の確保に

努めること。

(2) 市債の抑制

交付税措置された市債の活用を基本とし、交付税措置の無い市債については発行を抑制すること。

(3) 使用料等の料金改定

消費税8%引上げ時に料金改定を行っていない使用料等については、確実に見直しを行うこと。

4-3. 歳出に関する事項

(1) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ① 新規事業の要求にあたっては、既存事業の縮減、休止及び廃止を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底することとし、安易な新規事業の追加は行わないこと。
- ② 所期の目的が達成された事業、公共性が薄れている事業、費用対効果の低い事業、市民との協働や民間で対応が可能な事業等については廃止を検討すること。

(2) 義務的経費を除く一般財源の更なる削減

義務的経費（債務負担など義務的経費に準ずるものを含む）を除き、平成30年度当初予算における各事業一般財源充当額を基準に10%の削減に努めること。

(3) 固定的経費の必要性の検証

- ① 義務的経費の増加により深刻な財源不足が見込まれることから、コスト意識を持ち、前年踏襲という固定概念から脱却し、ゼロベースで必要性を検証すること。
- ② 扶助費については、事業手法や給付水準の見直しを検討し、対象者や扶助額の精査を徹底すること。
- ③ 人件費総額を抑制する観点から、全ての事務事業について見直しを図り、時間外勤務の縮減に向けた取組を強化すること。

(4) 公共施設等の新設及び大規模改修等への対応

平成31年度以降における公共施設等の整備改修にあたっては、施設そのものの必要性やあり方を検証したうえで、「大網白里市公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、対応方針を定め要求すること。

(5) 団体補助金の取り扱い

- ① 各種団体等への補助金については、一律2%の削減とし、「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性の確認や3年ごとの見直しにつ

いても留意すること。

- ② 平成30年度決算見込において多額の繰越金を有する団体への補助については、補助金の減額や休止等を検討すること。

(6) 消費税について

平成31年10月に現行の8%から10%への引上げが予定されていることから、税率改正を考慮し、積算に誤りがないよう努めること。

4-4. その他事項

(1) 課長職の役割について

課長は、最少の経費で最大の効果を得るため、「選択と集中」によるマネジメント力を発揮し、本通達に記載された事項に取り組むこと。

(2) 班長相当職の役割について

班長相当職の職員は、財政状況を十分に理解したうえで、次の事項に留意し、班の予算編成作業を統括すること。

- ① 事業の優先順位と積算根拠を明確にするとともに、前年度比10%削減を確実に行ったうえで要求すること。
- ② 事業費や事務量の抑制を図るため、前年度と同様の事業にあっても、内容を徹底的に見極め、費用対効果を検証したうえで要求すること。
- ③ 工事等の積算に当たっては、仕様等の見直しや在庫等の状況を確認し、必要最小限の数量で要求すること。

(3) 査定方式等

- ① 限られた予算を効率的に配分するため、引き続き一件査定方式とする。
- ② 財政課長協議については、1次協議後に、必要に応じて2次協議を行うという2段階方式とする。

(4) 特別会計及び公営企業会計

人口減少に伴う料金収入等の減少により経営環境の厳しさが増すことが想定されるため、自主的・主体的に収益確保・費用削減策を講じ、経営力を強化することはもとより、一般会計の厳しい現状を鑑み、繰入金については徹底した見直しを行い、抑制を図ることとする。

なお、具体的な予算編成については、一般会計に準じることとする。